

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3121347号
(U3121347)

(45) 発行日 平成18年5月18日(2006.5.18)

(24) 登録日 平成18年4月12日(2006.4.12)

(51) Int. Cl. F I
A 4 1 D 13/04 (2006.01) A 4 1 D 13/04 A
 A 4 1 D 1/00 (2006.01) A 4 1 D 1/00 1 O 1 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 実願2006-1095 (U2006-1095)
 (22) 出願日 平成18年2月17日(2006.2.17)

(73) 実用新案権者 506056963
 川井 裕子
 神奈川県座間市相模が丘2-31-48
 (74) 代理人 100100217
 弁理士 大東 輝雄
 (72) 考案者 川井 裕子
 神奈川県座間市相模が丘2-31-48

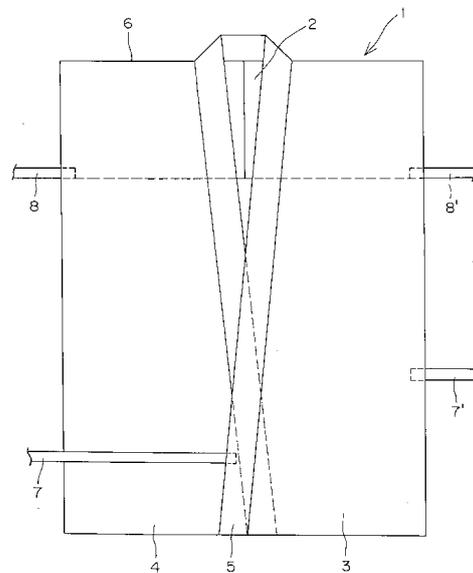
(54) 【考案の名称】 和服用エプロン

(57) 【要約】

【課題】身体にしっかりとフィットし、和服の上半身部の汚れを確実に防止でき、しかも和服姿にマッチした、違和感のない和装用エプロンを提供する。

【解決手段】 肩山から帯の上端部に到る丈長を有する背部を覆うための後身頃と、該後身頃の肩山右側に連なる半下前身頃と該後身頃の肩山左側に連なる半上前身頃と、該後身頃の肩山中央部から左右の半前身頃に伸びる襟からなり、更に、該後身頃及び半上前身頃の下部にそれぞれ留め紐を有する。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

肩山から帯の上端部に到る丈長を有する背部を覆うための後身頃と、該後身頃の肩山右側に連なる半下前身頃と該後身頃の肩山左側に連なる半上前身頃と、該後身頃の肩山中央部から左右の半前身頃に伸びる襟からなり、更に、該後身頃及び半上前身頃の下部にそれぞれ留め紐を有することを特徴とする和服用エプロン。

【請求項2】

後身頃の丈長が、18～24cmである請求項1に記載の和服用エプロン。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本考案は、和服の着て飲食する際に着用する和服用エプロンに関する。

【背景技術】

【0002】

和服はそれ自体高価であり、虫食いや汚れは致命的である。汚れの原因は様々であるが、最も気を付けなければならないのは食事である。染み等の汚れ、特に料理の油物の汚れがついた場合、必ずしもそのシミや汚れを完全に落とすことは容易なことではない。最近では、技術の進歩により、和服のドライクリーニングも可能となったが、それでも完全に汚れ落とししたりシミ抜きをすることは容易なことではない。それ故、結婚式やパーティーで和服を着て食事をする際には、ナプキンやエプロンを用いて和服を汚さないように気を付けるのがベストである。

20

しかし、ホテルや式場で用意されるナプキンは、特に和装用に準備されたものではなく、普通のハンカチ状のナプキンである。それ故、和服着用者の多くは、このナプキンを膝に置いた。ナプキンを膝に置いた場合、膝の汚れは防止できるものの、胸元の汚れを気にするときはこれを襟元に挟みこんで、場合によってはこれを手で押さえ込みながら、食卓上の料理に手を差し伸べていた。このような状況は、甚だ不自由であり、また、ナプキンが和服にしっかりと固定されているわけでもないでナプキンが滑り落ちたり、また、ナプキンは上半身全体を覆っているわけでもないで細心の注意を払ったとしても和服を汚すことがあった。また、ピュッフェ形式の食事では、席を立つたびにナプキンを着脱する煩わしさもあった。また、襟元にこのようなナプキンを掛けている姿は、必ずしも和装にマ

30

【0003】

このような背景下に、従来より、ナプキンの着脱操作の改善に関する提案、ナプキンの滑り落ちの問題を解決するための提案が数多くなされており、また、和服のためのエプロンに関する提案もなされている。これら提案は下記のとおりである。

【0004】

特開2004-256929号公報には、和服に調和する袴形の前掛けに関する発明が記載されている。

しかしながら、「前掛け」の名称から明らかなように、通常の所謂前掛けと同様に下半身のみを覆うものであり、和服着用時の上半身の汚れを意図するものでなかった。（特許文献1参照）

40

【0005】

特開2003-64503号公報には、首掛けに必要な形状をなす線材を一辺に縫い込んだ、装着するに首の後ろで結ぶ必要が無い脱着容易な食卓ナプキンに関する発明が記載されており、かつ該ナプキンの効果として、従来の首の後ろに手を回し結ぶとゆう高齢者や和服着用者には困難な動作から開放される旨の記載がある。

しかしながら、該ナプキンは単に首周りへの脱着の簡便性を意図したものであって、和服着用時の見栄え等を意図したのではない。（特許文献2参照）

【0006】

実開平7-30845号公報には、食事を取る場合に飲み物や調味料スープ類の染み等を

50

、衣類（着物も含めて）につけることもなく安心して食事が取れることを課題とした染み防止ナプキンに関する考案が記載されている。

しかしながら、該ナプキンは、紙ナプキン若しくはファッションペーパーの裏面上部に複数の粘着部を設け、粘着部の表面に剥離紙を設けた衣服用の染み防止ナプキンであって、やはり着脱の容易性を意図したものであって、和服着用時の見栄え等を意図したものではない。（特許文献3参照）

【0007】

実開平5-81212号公報には、ハンカチの一部を着物の首回りに押し込まなくても、容易に且つ迅速に用意できるハンカチエプロン前掛に関する考案が記載されている。そして、該ハンカチエプロン前掛けは、ハンカチ布の上部の左右に設けたボタンホールと、首に回す紐の両先端にボタンを付け、それを係合させて成り、紐を収納するポケットを設けたことを特徴とするものであり、ハンカチ布素材として和服地を用いてもよい旨の記載がある。

10

しかしながら、該ハンカチエプロン前掛は、依然としてハンカチタイプであって、和服を意識したようなものではない。（特許文献4参照）

【0008】

実用新案登録第3118442号公報には、和服の胴体前面及び袖部の汚れを効果的に防止する和装用エプロンに関する考案が記載されている。該和装用エプロンは、少なくとも着用者の胴体前部を被覆するエプロン本体と、前記エプロン本体の上部に取り付けられた首掛紐と、前記エプロン本体の両側側辺部それぞれに取り付けられた紐状部材とを有するエプロンであって、前記紐状部材の取付位置は、着用した際に着用者の胸部下から腰部に相当する位置であり、前記紐状部材の先端部には、袖留め用把持具が設けられていることを特徴とするものである。

20

該和装用エプロンは、和装にマッチするよう、襟ぐりをV字形状とするなどの工夫はなされているものの、胴体前部を被覆するエプロン本体は、依然として洋風エプロンの形状であって、和服との違和感は否めないものである。（特許文献5参照）

【0009】

実用新案登録第3095994号公報には、和服の襟元から膝までを覆うことができ、また、ワンタッチで装着可能である和装用エプロンに関する考案が記載されている。該和装用エプロンは、上部襟元付近を覆う部分にV字形の切込み部を形成し、この切込み部の両側に略三角形の一对の芯部材を取り付け、この芯部材を和服の襟元の内側に折り込むことによって、エプロンを和服にワンタッチで装着できるようにしたことを特徴とするものである。

30

しかしながら、該和装用エプロンは、上記実用新案登録第3118442号記載される和装用エプロンと同様、和装にマッチするよう襟ぐりをV字形状とするなどの工夫はなされているものの、胴体前部を被覆するエプロン本体は、依然として洋風エプロンの形状であって、和服との違和感は否めないものであった。（特許文献6参照）

【0010】

このように、従来のナプキン乃至エプロンは、形状的には正方形のハンカチ状形状のものが大半であり、上記実用新案登録第3118442号又は公報実用新案登録第3095994号公報に記載される和装用エプロンでさえ、体の正面で左前に着る和服の基本形態とは凡そ異なる言わば洋風前掛けの域を脱するものではなかった。

40

【0011】

一方、食卓で着用するためのエプロン・ナプキン等とは概念をことにするが、着付けを簡素化するために、半襦袢風の上半身用着上衣とスカート様の下半身用下衣からなる上下に分断した和服も提案されている。

例えば、特開2003-306809号公報には、着衣手順をより簡略化しつつ、和服本来の外観を損ねない簡易和服に関する発明が記載されている。

この簡易和服は、上衣及び下衣に分離した女性用和服において、上衣は脇部の前身頃及び後身頃の突き合せ縁に該突き合せ縁を開閉自在にする上衣係着手段を設け、下衣は脇部の

50

前身頃及び後身頃の突き合せ縁に該突き合せ縁を開閉自在にする下衣係着手段を設けたことを特徴とするものである。

しかし、この半襦袢風の上半身用着上衣は、あくまで和服であってエプロン・ナプキン等とは異なるものである。(特許文献7参照)

【特許文献1】特開2004-256929号公報

【特許文献2】特開2003-64503号公報

【特許文献3】実開平7-30845号公報

【特許文献4】実開平5-81212号公報

【特許文献5】実用新案登録第3118442号公報

【特許文献6】実用新案登録第3095994号公報

【特許文献7】特開2003-306809号公報

10

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0012】

本考案の目的は、上記問題点に鑑み、身体にしっかりとフィットし、和服の上半身部の汚れを確実に防止でき、しかも和服姿にマッチした、違和感のない和服用エプロンを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0013】

本考案は、正面から見た場合には、基本的に和服と同様の構成要素、即ち下前身頃と上前身頃を有し、また背後から見た場合には、帯を締める領域の上端に至る後身頃(うしろみごろ)を有し、かつそれら身頃に施された襟からなり、さらに後身頃の下方には該後身頃を上半身に固定するための紐を有し、同様に上前身頃の下方にはこれら前身頃を胸部に固定するための紐を有することを特徴とするものである。

20

【0014】

即ち、本考案は、具体的には下記に記載するとおりの和服用エプロンである。

1. 肩山から帯の上端部に到る丈長を有する背部を覆うための後身頃と、該後身頃の肩山右側に連なる半下前身頃と該後身頃の肩山左側に連なる半上前身頃と、該後身頃の肩山中央部から左右の半前身頃に伸びる襟からなり、更に、該後身頃及び半上前身頃の下部にそれぞれ留め紐を有することを特徴とする和服用エプロン。

30

2. 後身頃の丈長が、18~24cmである上記1に記載の和服用エプロン。

【考案の効果】

【0015】

本考案の和服用エプロンは、正面から見た場合、襟を有する半下前身頃と半上前身頃を左前にして着付けているので、完全な和風であって、和服のイメージにマッチするものである。

また、背後から見た場合も、後身頃の丈が帯の上端までしかないので、和服のポイントである帯を隠すこともない。

本考案の効果を具体的に述べれば下記のとおりである。

(1) 襟を有する下前身頃と上前身頃を左前にして着ることができるので、完全な和風であって、和服のイメージによくマッチする。

40

(2) 後身頃と半上前身頃を留め紐で身体にしっかりと固定することができるので、ナプキンのようにずれ落ちる心配がない。

(3) 前身頃と後身頃をつなぐ脇縫いが存在しないので、エプロンの着用にあたって袖を通す必要がなく、単に、後ろから羽織る感覚で着用すればよいので、振袖のように大きな袖を有する和服でも、着用が極めて容易である。

(4) 更に、和服と同一の模様の生地で作った場合には、全く、違和感がないばかりか、周囲の者に斬新な印象を与えるものである。

(5) 本考案の和服用エプロンは、留め紐によって身体にしっかりと固定することができ、かつ、和服のイメージを有するものであるから、ビュッフェ形式のパーティーなどでも自

50

由に立ち歩くことが可能である。

(6) 後身頃の丈(長さ)は、肩山から帯の上端部に到る丈長を有し、和服の美しさの象徴でもある帯、お太鼓を隠すことがないので、背後から見ても和服の美しさが損なわれない。

(7) 半前身頃の丈(長さ)は、半襦袢程度の長さであって、エプロン乃至はナブキンとしての機能を十二分に発揮し得るものである。

【考案を実施するための最良の形態】

【0016】

本明細書における各用語の意味は、以下のとおりである。

「身頃(みごろ)」は、前身頃と後身頃を意味する。このうち、「前身頃」は、肩山即ち肩を境にして、前方、即ち胸側を覆う生地部分を意味する。「後身頃」は、肩山を境にして、後方、即ち背中を覆う生地部分を意味する。

「下前身頃」とは、着付けをしたときに下側に位置する前身頃、即ち右側の前身頃を意味する。

「上前身頃」とは、着付けをするときに、上側に位置する前身頃、即ち左側の前身頃を意味する。

「後身頃」とは、背中部分の身頃を意味する。

「おくみ」とは、和服の前身頃の幅を補うために足す半幅の布を意味する。

「半下前身頃」とは、長着に対する用語であり、下前身頃の丈(長さ)が半襦袢程度の腰部までの長さを有する下前身頃を意味する。

「半上前身頃」とは、長着に対する用語であり、上前身頃の丈(長さ)が半襦袢程度の腰部までの長さを有する上前身頃を意味する。

「肩山」とは、前後の続いている身頃の中央の山部分、即ち、肩部に位置する前身頃と後身頃の境界部を意味する。

「後身頃の下部の留め紐」とは、後身頃を上半身に固定するための紐を意味する。紐は、特に限定されるものではないが、後身頃の下部の左右両端に設ければよい。

「上前身頃の下部の留め紐」とは、半上前身頃を胸部に固定するための紐を意味する。紐は、特に限定されるものではないが、上前身頃の下部の左右両端に設ければよい。

これら留め紐に、ボタン、スナップ、あるいはマジックテープ(登録商標)等の面ファスナー等の各種係止具を取り付けてもよい。

本考案の和服用エプロンは、好ましくは女物であるが、特に制限はなく、男物であっても、あるいは子供物であってもよい。

【0017】

以下、女物を例に、平均的寸法をもって具体的に述べるが、身長等によって寸法が異なることは当然のことであって、下記数値に限定されるものではない。本考案の和服用エプロンは、和服の上に着用することから、通常の浴衣等の長着を仕立てる場合より、肩幅、前幅、抱き幅、合づま幅、襟肩明き等を、それぞれ、おおよそ2cm程度大きめにするのが好ましい。一例を挙げれば下記のとおりである。

肩幅は、好ましくは31~38cm、好適には33~37cmである。

前幅は、好ましくは肩幅より若干短めの26~33cm、好適には28~32cmである。

抱き幅は 好ましくはほぼ前幅と同様乃至は若干短めの25~32cm、好適には27~31cmである。

合づま幅は、おおよそ肩幅から前幅を差し引いた長さであり、好適には3~8cmである。

襟肩明きは、通常の長着より広めとし、好適には13~16cmである。

襟幅は、上で5.5~6cm、下で6~7.5cmである。上と下で同じ寸法であってもよい。

後身頃丈は、好ましくは18~24cm、好適には19~22cmである。

半下前身頃と半上前身頃の丈は、半襦袢程度の長さであり、具体的には60~70cm、

10

20

30

40

50

好適には63～68cmである。

後身頃の紐は、それぞれ後身頃の最下部の両側に設ければよい。また、半上前身頃の紐は、それぞれ半上前身頃の下から測って24cm程度のところの両側に設ければよい。

以下、図1乃至図4を用いて本考案の和服用エプロンについて説明する。

【実施例1】

【0018】

和服用エプロン(1)は、肩山(6)から帯(B)の上端部に到る丈長を有する背部を覆うための後身頃(2)と、該後身頃(2)の肩山(6)右側に連なる半下前身頃(4)と該後身頃(2)の肩山(6)左側に連なる半上前身頃(3)と、該後身頃の肩山中央部から左右の半前身頃に伸びる襟(5)からなり、更に、該後身頃及び半上前身頃の下部にそれぞれ留め紐(8, 8') (7, 7')を有する。

10

後身頃(2)は一枚の布から構成されてもよいし、通常の和服のように左右2枚の後身頃を縦方向に縫い合わせてもよい。後身頃(2)の丈は、帯を隠さない程度の長さ、即ち、肩山から帯の上端部に到る丈長であることが好ましい。具体的には、18～24cm、好適には19～22cm、特に好適には20cmである。

半下前身頃(4)及び半上前身頃(3)の丈(長さ)は、身長等によって異なるが、短すぎるとエプロン乃至ナブキンとしての機能を果たし得ず、また長すぎても見栄え・バランスが悪いことから、最適の丈は、半襦袢程度の腰部までの長さである。具体的には大人の女性用で60～70cm、好適には63～68、特に好適には65cmである。また、これら半下前身頃(4)及び半上前身頃(3)は、前身頃の幅を補うために足す所謂「おくみ」を用いて目的とする前身頃幅に仕上げてよいし、あるいは一枚の生地を裁断して所定幅としてもよい。

20

襟(5)は、通常の和服(A)と同じであり、後身頃の肩山中央部から左右の半前身頃に伸びるものである。襟幅は、特に限定されるものではなく、上で5.5～6cm、下で6～7.5cmとするのが好ましい。上と下で同じ寸法であってもよい。

後身頃(2)の最下部には、後身頃を上半身に固定するための留め紐(8, 8')を設ける。紐(8, 8')は、好ましくは後身頃の下部の左右両端に設ければよいが、必ずしも限定的なものではなく、片方だけに付けて、これを他方にホックやスナップ、あるいはマジックテープ(登録商標)等の面ファスナー等の各種係止具によって固定するようにしてもよい。

30

また、半上前身頃(3)の下部にも留め紐(7, 7')を設ける。これは、該半上前身頃を胴部に固定するためのものである。留め紐(7, 7')を設ける位置は、特に限定されるものではないが、半上前身頃の下部の左右両端であって、その底部から25cm程度の場所に設けるのがよい。特に、着衣したときの見栄えを考慮すると、襟側の留め紐(7)を脇側の留め紐(7')に対してやや下方に位置するように取り付けるのが好ましい。これら後身頃(2)と、半下前身頃(4)及び半上前身頃(3)は、脇縫いをすることなく肩山のみで縫い合わされている。したがって、本考案の和服用エプロンを身に着けるに当たって、袖を通す必要がなく、振袖のような場合にも羽織るだけで容易に着衣できる。

【0019】

本考案の和服用エプロンは、上記のような構造を有するので、先にも述べたとおり、下記のような効果を有する。

40

(1) 襟を有する半下前身頃と半上前身頃を左前にして着付けているので、完全な着物スタイルであって、和服のイメージによくマッチする。

(2) 後身頃と半上前身頃を留め紐で身体にしっかり固定することができるので、ナブキンのようにずれ落ちる心配がない。

(3) 前身頃と後身頃をつなぐ脇縫いが存在しないので、着用にあたって袖を通す必要がなく、単に、後ろから羽織る感覚で着用すればよいので、振袖のように袖の大きな和服でも、着用が極めて容易である。

(4) 更に、和服と同一の生地で作った場合には、全く、違和感がないばかりか、周囲の者に斬新な印象を与えるものである。

50

(5) 本考案の和服用エプロンは、身体にしっかり固定することができ、かつ、和服のイメージを有するものであるから、ビュッフェ形式のパーティーなどでも自由に立ち歩くことが可能である。

(6) 本考案の和服用エプロンの後身頃の丈(長さ)は、肩山から帯の上端部に到る丈長を有し、和服の美しさの象徴でもある帯、お太鼓を隠すことがないので、背後から見ても和服の美しさが損なわれない。

(7) 本考案の和服用エプロンの半前身頃の丈(長さ)は、半襦袢程度の長さであって、エプロン乃至はナブキンとしての機能を十二分に発揮し得るものである。

【産業上の利用可能性】

【0020】

本考案の和服用エプロンは、すでに詳細に述べたとおり、正面から見た場合、襟を有する半下前身頃と半上前身頃を左前にして着用するので、完全な着物風であって、和服のイメージにマッチするものであり、かつ上半身胸部・胴部にしっかり固定することができるのでずれ落ちることもない。また、背後から見た場合、後身頃が和服のポイントである帯を隠すことがなく、和服の美しさを損なうことがない。更には、前身頃と後身頃をつなぐ脇縫いが存在しないので、エプロンの着用にあたって袖を通す必要がなく、単に、後ろから羽織る感覚で着用すればよいので、振袖のように袖に大きな和服でも、着用が極めて容易である。

したがって、食事のためのナブキン乃至前掛けとして十分な効果を発揮するだけでなく、着用も容易であり、しかも和服のイメージによくマッチするものであるから、結婚式等での食事のみならずビュッフェ形式のパーティーなどでも、食事による和服の汚れを気にすることなく、おしゃれを楽しみながら、食事を満喫することができる。また、食事のみならず簡単な水仕事等を行うときにも有効に使用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】本考案に係る和服用エプロンの正面図である。

【図2】本考案に係る和服用エプロンの背面図である。

【図3】和服の上に本考案の和服用エプロンを着用した状態を示す正面図である。

【図4】和服の上に本考案の和服用エプロンを着用した状態を示す背面図である。

【符号の説明】

【0022】

- 1 本考案に係る和服用エプロン
- 2 後身頃
- 3 半下前身頃
- 4 半上前身頃
- 5 襟
- 6 肩山
- 7 上前身頃の下部の留め紐
- 8 後身頃の下部の留め紐
 - A 和服
 - B 帯

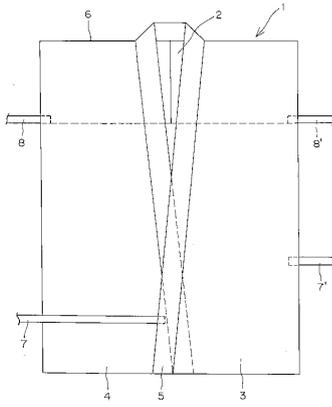
10

20

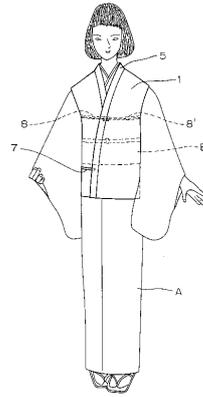
30

40

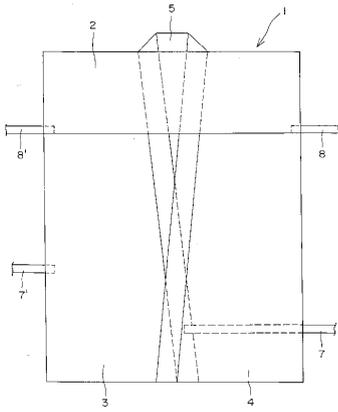
【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】

